

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情）第 4 号）

第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 3 月 10 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、安芸府中高等学校、海田高等学校及び西高等学校の各校長（平成 28 年現在在籍中の者に限る。以下「本件各校長」という。）が地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 31 条の規定による服務宣誓を行ったことが分かる全ての資料（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 5 月 2 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 5 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地公法第 31 条服務宣誓は、「義務である。」と文部科学省の職員に教示を受けたから、条例等で否定しない限り存在する。
- (2) 当該服務宣誓は、行っていない旨、説明及び証明する文書がないため、文書は存在する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書に記載する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおり

である。

1 服務の宣誓の根拠について

一般職に属する地方公務員の服務宣誓については、地公法第 31 条に「職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。」と規定され、その取扱いは、条例に委任されているところ、広島県においては、職員の服務の宣誓に関する条例（昭和 26 年広島県条例第 5 号。以下「宣誓条例」という。）第 2 条に「新たに職員となった者は、（略）宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」と規定され、服務宣誓は、採用の際に行うものとされている。

2 本件各校長の服務宣誓について

一般職に属する広島県職員である本件各校長は、昭和 58 年 4 月 1 日又は昭和 60 年 4 月 1 日にそれぞれ採用された際、服務宣誓に係る宣誓書（以下「宣誓書」という。）に署名を行うこととなる。

3 本件各校長の宣誓書の保存年限等について

(1) 昭和 58 年 4 月 1 日付け採用者の宣誓書の保存年限等について

本件各校長のうち昭和 58 年 4 月 1 日付け採用者の宣誓書（以下「本件宣誓書 1」という。）は、採用に係る書類であり、保存年限については、昭和 58 年 4 月 1 日時点の広島県教育委員会事務局等文書事務取扱規程（昭和 37 年広島県教育委員会教育長訓令第 4 号。以下「昭和 58 年文書事務取扱規程」という。）第 11 条の 2 第 2 項本文に「文書分類記号及び保存年限は、別表第 3 の分類表（略）に定めるところによる。」と規定されているところ、別表第 3 の「B23 人事異動」（採用、任命換、併任、兼職、転職、配置換、昇任、降任、昇給、休職、復職、出向、退職などの発令に関するもの。）に該当し、3 年である。

また、その保存年限の起算日については、昭和 58 年文書事務取扱規程第 11 条の 2 第 3 項に「文書の保存年限は、当該事案の処理が完了した日の翌日から起算する。」と規定され、本件宣誓書 1 は、本件請求日現在で、採用事務が完了した日（昭和 58 年 4 月 1 日）の翌日から起算して、3 年が経過したため、保存年限満了により廃棄されたものである。

(2) 昭和 60 年 4 月 1 日付け採用者の宣誓書の保存年限等について

ア ファイル管理表による保存年限の定め

本件各校長のうち昭和 60 年 4 月 1 日付け採用者の宣誓書（以下「本件宣誓書 2」という。）は、採用に係る書類であり、保存年限については、昭和 60 年 4 月 1 日時点の広島県教育委員会事務局等文書事務取扱規程（以下「昭和 60 年文書事務取扱規程」という。）第 11 条の 4 第 1 項に「ファイル責任者は、課の長（略）の承認を得て、ファイル管理表を毎会計年度の当初に作成する。」と、第 11 条の 5 第 2 項本文に「文書の文書分類記号及び保存年限は、ファイル管理表に定めるところによる。」と規定され、課のファイル管理者が作成するファイル管理表に委任されているところ、実

実施機関は、本件請求を受け、当時の採用事務の担当課である高校教育指導課のファイル管理表について、執務室の書棚、書庫等をくまなく探索したものの、それらの発見には至らず、その規定を確認することはできなかった。

しかしながら、昭和 60 年文書事務取扱規程第 11 条の 2 に「文書の分類整理の基本となる文書分類記号及び標準保存年限は別表第 3 の文書分類表に定めるところによる。」と規定されているところ、昭和 60 年採用者の宣誓書は、当該文書分類表の「B1040 任用」に該当することから、その標準保存年限は 3 年であり、ファイル管理表の規定は、これに準拠していたのであるから、本件宣誓書 2 の保存年限は 3 年であったと推測される。

イ 昭和 60 年採用者の宣誓書について

宣誓書の保存年限の起算日については、昭和 60 年文書事務取扱規程第 11 条の 5 第 3 項に「文書の保存年限は、当該事案の処理が完結した日の属する会計年度の翌会計年度の 4 月 1 日から起算する。」と規定され、本件宣誓書 2 は、本件請求日現在で、採用事務が完結した日（昭和 60 年 4 月 1 日）の属する会計年度の翌会計年度の 4 月 1 日から起算して、3 年が経過したため、保存年限満了により廃棄されたものと思料される。

実施機関は、本件請求を受け、本件宣誓書 2 について、執務室の書棚、書庫等をくまなく探索したものの、その存在は確認できなかった。

第 5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、本件各校長が地公法第 31 条の規定による服務宣誓を行ったことが分かる書類の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書は、保存年限満了により廃棄しており、不存在であることを理由として本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関の説明

実施機関は、地公法第 31 条の服務宣誓については、宣誓条例の規定により、採用時に宣誓書に署名することにより行われているが、本件宣誓書 1 については、3 年の保存年限が経過していることから廃棄しており、本件宣誓書 2 についてはそれ自体の保存年限は確認できなかったものの、標準的な保存年限である 3 年が経過していることから廃棄していると思料され、探索しても発見することができなかった旨説明する。

(2) 実施機関の文書事務取扱規程

当審査会において、宣誓条例の規定、昭和 58 年文書事務取扱規程及び昭和 60 年文書事務取扱規程を確認したところ、上記第 4 の 1 並びに 3 (1) 及び (2) アにおいて実施機関が説明するとおり定められていることが認められた。

(3) 宣誓書について

ア 当審査会が実施機関に確認したところ、宣誓書については、採用職員への辞令交付の際、採用職員が宣誓書に記名押印したものを、教育委員会事務局教職員課の職員が受領し、採用年度ごとにまとめてファイリングして、極めて限られた職員のみが鍵を管理している施錠可能な部屋において、永年保存される書類とは別の書棚で保管しているとのことであった。

イ また、念のため、実施機関に対し、文書の探索状況を確認したところ、担当する係の複数の職員が、上記アの施錠可能な部屋の書棚等を探索したが、発見することはできなかったとのことである。

ウ 上記アの実施機関における宣誓書の保管状況を踏まえると、本件各校長の宣誓書が保管されていると考えられる場所は限られており、また、複数の職員で探索しても発見できなかったとのことであるから、実施機関の文書の探索が不十分であったとは認められない。

エ 上記(1)のとおり、実施機関における本件宣誓書1の保存年限は、事案の完結日の翌日から起算して3年とされていたのであるから、本件宣誓書1を廃棄したとする実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められない。

また、本件宣誓書2についても、上記(1)のとおり、実施機関における標準的な保存年限は3年とされていたこと、加えて、上記ウのとおり、実施機関の文書の探索が不十分であったとは認められないことから、本件宣誓書2を不存在とする実施機関の説明に不自然又は不合理な点は認められない。

(4) 宣誓書以外の服務宣誓をした記録について

当審査会において、実施機関に確認したところ、宣誓条例において、「新たに職員となった者は、任命権者又は(略)上級の公務員の面前において、(略)宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。」と規定されているため、職務に就いていることをもって宣誓していることは明らかであり、懲戒処分等を行う際も、宣誓書を確認する必要はなく、実施機関において繰り返し参照する情報には当たらないことから、他の書類に服務宣誓をしたことを記録することもないとのことであった。

他の書類を作成していない旨の上記説明には不自然又は不合理な点は認められないことから、実施機関が宣誓書以外に服務宣誓をした記録を作成している事情はうかがえない。

(5) 以上のことから、実施機関が本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 9. 15	・ 諮問を受けた。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授